

私立外国人学校教育運営費補助金取扱要領

平成15年11月28日

15生文私振第754号

第1 この取扱要領は、私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱（7総学一第736号総務局長決定。以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

第2 補助金の算定

- (1) 要綱第4により算出した学校別交付額の補助対象生徒一人あたり割返し額は、補助対象校全校のその平均の2.5倍を限度とする。
- (2) 学校別交付額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

第3 交付の申請等

要綱第6に規定するその他必要とする書類は、次に掲げるものとする。ただし、国が運営するjGrantsにより申請する場合は、提出を省略することができる。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

第4 関係書類の整備

- 1 要綱第18に規定する帳簿とは、次の要件を備えたものとする。
 - (1) 学校の運営に係るすべての収入及び支出を記載したものであること。
 - (2) 補助対象経費が明確になるように区分したものであること。
- 2 要綱第18に規定する補助事業に関する他の書類とは、生徒等の出席簿及び生徒等の住所録とする。

附則（7生私振第1265号）

この要領は、令和7年度の補助金から適用する。